議案第１号	資料２
札幌市防災会議	

札幌市地域防災計画
新旧対照表

地震災害対策編

旧	新	備考
令和７年３月修正 第２節　計画の体系と構成 第３　札幌市の防災組織 ＊１（札幌市防災会議）の構成機関・団体 （略） ○指定地方行政機関 北海道開発局、北海道財務局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道産業保安監督部、北海道運輸局札幌運輸支局、東京航空局丘珠空港事務所、札幌管区気象台、北海道総合通信局、札幌中央労働基準監督署、（追加） （略） ○指定公共機関 北海道旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、日本郵便株式会社北海道支社、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、日本通運株式会社札幌支店、北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店、楽天モバイル株式会社 ○指定地方公共機関 北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム北海道、株式会社エフエム・ノースウェーブ、株式会社ＳＴＶラジオ、北海道ガス株式会社、一般社団法人北海道ＬＰガス協会、一般社団法人札幌市医師会、一般社団法人札幌歯科医師会、公益社団法人北海道看護協会、一般社団法人札幌地区トラック協会、一般社団法人北海道警備業協会、一般社団法人札幌薬剤師会、公益社団法人北海道獣医師会石狩支部 （略）	令和８年６月修正 第２節　計画の体系と構成 第３　札幌市の防災組織 ＊１（札幌市防災会議）の構成機関・団体 （略） ○指定地方行政機関 北海道開発局、北海道財務局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道産業保安監督部、北海道運輸局札幌運輸支局、東京航空局丘珠空港事務所、札幌管区気象台、北海道総合通信局、札幌中央労働基準監督署、北海道管区行政評価局 （略） ○指定公共機関 北海道旅客鉄道株式会社、ＮＴＴ東日本株式会社北海道事業部、株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、日本郵便株式会社北海道支社、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、日本通運株式会社East カンパニー、北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店、楽天モバイル株式会社 ○指定地方公共機関 北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム北海道、株式会社ＦＭ ＮＯＲＴＨ ＷＡＶＥ、株式会社ＳＴＶラジオ、北海道ガス株式会社、一般社団法人北海道ＬＰガス協会、一般社団法人札幌市医師会、一般社団法人札幌歯科医師会、公益社団法人北海道看護協会、一般社団法人札幌地区トラック協会、一般社団法人北海道警備業協会、一般社団法人札幌薬剤師会、公益社団法人北海道獣医師会石狩支部 （略）	P6 構成機関の追加及び名称の更新
＊２（地震対策部会）の構成機関・団体 （略） ○指定公共機関 東日本電信電話株式会社北海道事業部、日本放送協会札幌放送局、北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店 （略）	＊２（地震対策部会）の構成機関・団体 （略） ○指定公共機関 ＮＴＴ東日本株式会社北海道事業部、日本放送協会札幌放送局、北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店 （略）	P6 名称の更新
第３節　市、防災関係機関及び市民等の役割 第２　市・防災関係機関の業務大綱（行政等の役割） （略）　（略） 北海道総合通信局　（１）災害時における通信の確保に関する指導及び非常通信の訓練・運用・管理を行うこと （２）北海道地方非常通信協議会の運営に関すること	第３節　市、防災関係機関及び市民等の役割 第２　市・防災関係機関の業務大綱（行政等の役割） （略）　（略） 北海道総合通信局　（１）非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること （２）災害時テレコム支援チーム（ＭＩＣ－ＴＥＡＭ）による災害対応支援に関すること （３）災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること	P11-P13 北海道地域防災計画に伴う修正、追加及び名称の更新

旧	新	備考
	（４）非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること （５）電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること	
（略）	（略）	
（追加）	北海道管区行政評価局 （１）被災者への生活支援情報の提供に関すること （２）被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設に関すること （３）専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。	
（略）	（略）	
東日本電信電話株式会社北海道事業部	ＮＴＴ東日本株式会社北海道事業部	
（略）	（略）	
日本通運株式会社札幌支店	日本通運株式会社East カンパニー	
（略）	（略）	
北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム北海道、株式会社エフエム・ノースウェーブ、株式会社ＳＴＶラジオ	北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム北海道、株式会社ＦＭ ＮＯＲＴＨＷＡＶＥ、株式会社ＳＴＶラジオ	
（略）	（略）	
札幌地区バス協会	札幌地区バス協会	
（略）	（略）	

旧	新	備考
第４節　市域の災害環境 第２　社会条件 １　人口	第４節　市域の災害環境 第２　社会条件 １　人口	
札幌市は、明治２年の開拓使設置以来成長を続けていたが令和２年度をピークに人口は減少に転じている。令和６年 12 月１日現在、人口約 197 万人(北海道の人口の約３分の１)を擁する全国４番目の大都市へと発展している。 区別人口をみると、全ての区で 10 万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の６区では、20 万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は令和６年 10 月１日現在 28.7%であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。	札幌市は、明治２年の開拓使設置以来成長を続けていたが令和２年度をピークに人口は減少に転じている。令和８年１月１日現在、人口約 195 万人(北海道の人口の約３分の１)を擁する全国４番目の大都市へと発展している。 区別人口をみると、全ての区で 10 万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の６区では、20 万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は令和８年１月１日現在 29.1%であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。	P18 時点更新
（略）	（略）	
４　道路	４　道路	
札幌市内の道路は、国道 194.4km、道道 297.0km、市道 5,361.0km で、総延長は 5,852.4km である(令和６年４月時点)。ほとんどの道路は幅員が広く、災害発生時の緊急輸送道路としての有効性は高いが、冬季の災害の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念される。また、建物密集地には幅員の狭い道路もあり、避難・救助・消火活動などの支障となっている。	札幌市内の道路は、国道 194.4km、道道 297.0km、市道 5,363.5 kmで、総延長は 5,854.9km である(令和７年４月時点)。ほとんどの道路は幅員が広く、災害発生時の緊急輸送道路としての有効性は高いが、冬季の災害の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念される。また、建物密集地には幅員の狭い道路もあり、避難・救助・消火活動などの支障となっている。	P19 時点更新
５　橋りょう 札幌市内の橋りょうは、鋼橋 450 橋、コンクリート橋 980 橋、石橋１橋で、合計 1,431 橋である(令和６年４月時点)	５　橋りょう 札幌市内の橋りょうは、鋼橋 451 橋、コンクリート橋 1007 橋、石橋１橋で、合計 1,459 橋である(令和７年４月時点)	P19 時点更新
７　上水道 札幌市内の上水道は、浄水場５か所、配水池 43 か所、ポンプ場 38 か所、配水管延長約 6,100km などからなり（令和５年度末)、給水人口は約 1,963,000 人である(令和５年 10 月時点)。	７　上水道 札幌市内の上水道は、浄水場５か所、配水池 42 か所、ポンプ場 37 か所、配水管延長約 5,960km などからなり（令和６年度末)、給水人口は約 1,961,000 人である(令和６年 10 月時点)。	
８　下水道 札幌市内の下水管路の総延長は、約 8,325km で、下水処理人口は、約 1,966,400 人である（令和６年３月時点)。また、水再生プラザ 10 か所、ポンプ場 16 か所、スラッジセンター2 か所などの施設がある。	８　下水道 札幌市内の下水管路の総延長は、約 8,329km で、下水処理人口は、約 1,964,800 人である（令和７年３月時点)。また、水再生プラザ 10 か所、ポンプ場 16 か所、スラッジセンター2 か所などの施設がある。	
11　ごみ排出量 札幌市内において、平時に排出される家庭ごみ(生活ごみ)の年間量は、燃やせるごみ 23.9 万トン、燃やせないごみ 1.2 万トン、びん・缶・ペットボトル 3.3 万トン、容器包装プラスチック 3.0 万トン、雑がみ 1.9 万トン、枝・葉・草 2.0 万トン、大型ごみ 1.1 万トン、地域清掃ごみ 0.2 万トン、計 36.7 万トンである(令和５年度時点)。	11　ごみ排出量 札幌市内において、平時に排出される家庭ごみ(生活ごみ)の年間量は、燃やせるごみ 23.5 万トン、燃やせないごみ 1.2 万トン、びん・缶・ペットボトル 3.2 万トン、容器包装プラスチック 2.9 万トン、雑がみ 1.8 万トン、枝・葉・草 1.8 万トン、大型ごみ 1.1 万トン、地域清掃ごみ 0.2 万トン、計 35.8 万トンである(令和６年度時点)。	P20 時点更新

旧	新	備考

第２節　災害に強い組織・ひとづくり

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
（略）	（略）	（略）	
第２　防災体制の整備・強化	１　配備体制の確立	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部（追加）指令課	
	（略）	（略）	

第１　防災知識・技能の普及

（略）

１　市民への防災知識の普及 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕	広報紙・パンフレット・市広報番組（テレビ・ラジオ）・報道機関・シンポジウム・講演会・出前講座・コミュニティＦＭなど、様々な媒体及び手法で防災知識の普及啓発を図る。 （略） ○冬季の災害に備えた暖房や保温に係る備えの必要性 ○停電に対する備えや備蓄品 ○簡易型災害図上訓練（ＤＩＧ）の支援 （略）

第２　防災体制の整備・強化

１　配備体制の確立 〔危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部（追加）指令課〕	（略）
（略）	（略）

第３　防災訓練の実施

（略）	（略）
４　災害対策本部訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各部局〕	札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や情報収集伝達体制・応援者の受入体制の検証を行う訓練を実施し、本部機能の強化を図る。
（略）	（略）

第２節　災害に強い組織・ひとづくり

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
（略）	（略）	（略）	
第２　防災体制の整備・強化	１　配備体制の確立	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部通信指令課	
	（略）	（略）	

第１　防災知識・技能の普及

（略）

１　市民への防災知識の普及 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕	広報紙・パンフレット・市広報番組（テレビ・ラジオ）・報道機関・市公式ホームページ・市公式ＳＮＳ・講演会・出前講座・コミュニティＦＭなど、様々な媒体及び手法で防災知識の普及啓発を図る。 （略） ○厳冬期の災害に備えた暖房や保温に係る備えの必要性 ○家庭の備えや備蓄品 ○災害時の情報収集先 （略）

第２　防災体制の整備・強化

１　配備体制の確立 〔危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部通信指令課〕	（略）
（略）	（略）

第３　防災訓練の実施

（略）	（略）
４　災害対策本部訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各部局〕	札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や情報収集伝達体制・応援者の受入体制の検証、防災関連システムの操作習熟を図る訓練を実施し、本部機能の強化を図る。
（略）	（略）

備考

P45
名称の更新

P46
時点更新及び重点項目の更新

P47
名称の更新

P48
文言の修正

旧

第３節　災害に強い地域づくり

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
（略）	（略）	（略）	（略）
第２　要配慮者のための対策	（新規）	（新規）	

第１　自主防災活動の推進

（略）

１　組織・人に対する支援策 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕	令和６年４月１日現在、1,963 の町内会で自主防災組織が結成されている。 （略）
２　資機材に関する支援策 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕	災害時や訓練等で使用する基本的な資機材を支給（助成）する。なお、自主防災資機材保管庫の設置場所については、公園等への設置について、一定の要件の下（設置場所の確保が困難な場合や、管理上支障が無い場合）無償で占用許可を行っている。
（略）	（略）
４　組織活動活性化に関する支援策 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課、消防局、各消防署、各消防団〕	◆防災訓練・防災研修会等の実施を促進し、必要な支援を行う。 ◆地域の災害に関する情報を知るための簡易型災害図上訓練（ＤＩＧ）について、進行役の養成・派遣や地図などの用品を提供するなどの支援を行う。

【推進体制の確立（役割分担）】

危機管理局危機管理部危機管理課	自主防災活動の推進に関する総合調整 組織化及び活動状況の把握（報告窓口は各区） 活動用資機材の助成（申請窓口は各区） 事業所等への働きかけ
（略）	（略）

【関連対策】　応急第１節第３項
【業務マニュアル等】　自主防災活動推進要綱、防災資機材助成要領、自主防災マニュアル

新

第３節　災害に強い地域づくり

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
（略）	（略）	（略）	（略）
第２　要配慮者のための対策	９　都心における帰宅困難者支援体制	危機管理局危機管理部危機管理課、総務局国際部国際課、総務局広報部広報課、経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課	

第１　自主防災活動の推進

（略）

１　組織・人に対する支援策 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕	令和７年４月１日現在、1,947 の町内会で自主防災組織が結成されている。 （略）
２　資機材に関する支援策 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕	自主防災組織を結成している町内会を対象に、災害時や訓練等で使用する防災資機材の購入費用の一部を補助する。なお、（削除）防災資機材保管庫の設置場所については、公園等への設置について、一定の要件の下（設置場所の確保が困難な場合や、管理上支障が無い場合）無償で占用許可を行っている。
（略）	（略）
４　組織活動活性化に関する支援策 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課、消防局、各消防署、各消防団〕	◆防災訓練・防災研修会等の実施を促進し、必要な支援を行う。 （削除）

【推進体制の確立（役割分担）】

危機管理局危機管理部危機管理課	自主防災活動の推進に関する総合調整 組織化及び活動状況の把握（報告窓口は各区） 防災資機材購入費用の一部補助 事業所等への働きかけ
（略）	（略）

【関連対策】　応急第１節第３項
【業務マニュアル等】　自主防災活動推進要綱、防災資機材購入費補助金交付要綱、自主防災マニュアル

備考

P49
体系及び所管課の追加

P51
時点更新

P52
時点更新

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>第２　要配慮者のための対策

<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr></table></td><td>第２　要配慮者のための対策

<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>９　都心における帰宅困難者支援体制
〔危機管理局危機管理部危機管理課、総務局国際部国際課、総務局広報部広報課、経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課〕</td><td>◆観光客に必要な情報の収集・発信体制を構築する。</td></tr></table></td><td>P56
担当課及び計画の追加</td></tr>
<tr><td>**第４節　災害に強い都市づくり**
第５　安全な市街地の整備促進

【市街地整備事業の実施状況】
（図略）
令和６年 10 月１日現在</td><td>**第４節　災害に強い都市づくり**
第５　安全な市街地の整備促進

【市街地整備事業の実施状況】
（図略）
令和７年 10 月１日現在</td><td>P70
時点更新</td></tr>
<tr><td>第５節　公共施設等の災害対策
第４　建物の災害対策

札幌には、現行の建築基準法が求める水準の耐震性を有していない住宅・建築物が相当数あり、大地震発生時には、倒壊などの被害が想定される。特に、これらの建物のうち、災害対策本部が設置される区役所や避難場所となる学校等の防災拠点、多くの市民が利用する施設、緊急輸送道路沿道の建物については、早期に耐震化を進める必要がある。
札幌市では、「第３次札幌市耐震改修促進計画（令和３年３月策定）」に基づき、これらの建物の計画的な耐震化を進める。
（略）</td><td>第５節　公共施設等の災害対策
第４　建物の災害対策

札幌には、現行の建築基準法が求める水準の耐震性を有していない住宅・建築物が一定数あり、大地震発生時には、倒壊などの被害が想定される。（削除）
札幌市では、「第４次札幌市耐震改修促進計画（令和８年３月策定）」に基づき、多くの市民が利用する施設、緊急輸送道路沿道の建物、指定避難所などについて計画的な耐震化を進める。
（略）</td><td>P77
時点更新及び計画の更新</td></tr>
</table>

旧	新	備考

◇対策の現況及び計画

1　区役所、学校等の耐震化 〔都市局建築部建築保全課〕	平成 19 年１月に「市有建築物耐震化緊急５ヵ年計画」(平成 19 年度～平成 23 年度)を策定し、耐震性能が特に低い区役所、学校等(計 64 施設)の耐震化を進めた。 ◆引き続き耐震性能が低い他の区役所、学校等(計 154 施設)の耐震化についても計画的に進め、建替予定等一部を除いて耐震改修工事を概ね完了した。なお、耐震改修時には、設備機器についても必要な耐震化を進めている。
2　民間建築物の耐震化の促進 〔都市局建築指導部建築安全推進課〕	第２次札幌市耐震改修促進計画に基づき耐震化に関する普及啓発や専門家による無料相談窓口の設置を行うとともに、住宅のほか病院など公益性の高い建物や緊急輸送道路沿道の建物など都市の防災性を強化するうえで必要な建物の耐震診断や耐震改修工事等への支援事業を実施している。
(略)	(略)

◇対策の現況及び計画

1　区役所、学校等の耐震化 〔都市局建築部建築保全課〕	平成 19 年１月に「市有建築物耐震化緊急５ヵ年計画」(平成 19 年度～平成 23 年度)を策定し、耐震性能が特に低い区役所、学校等(計 64 施設)の耐震化を進めた。 ◆引き続き耐震性能が低い他の区役所、学校等(計 154 施設)についても計画的に耐震改修工事を進め、概ね完了した。なお、耐震改修時には、設備機器についても必要な耐震化を進めている。
2　民間建築物の耐震化の促進 〔都市局建築指導部建築安全推進課〕	第４次札幌市耐震改修促進計画に基づき耐震化に関する普及啓発や専門家による無料相談窓口の設置を行うとともに、住宅のほか病院など公益性の高い建物や緊急輸送道路沿道の建物など都市の防災性を強化するうえで必要な建物の耐震診断や耐震改修工事等への支援事業を実施している。
(略)	(略)

P77
時点更新及び計画の更新

第６節　ライフラインの災害対策

この節の対策	施策の体系	所管	関係機関・団体
(略)	(略)	(略)	(略)
第６　電話施設の災害対策	1　ネットワークの信頼性向上	東日本電信電話(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
	2　重要通信の確保	東日本電信電話(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
	3　サービスの早期復旧に向けた体制整備	東日本電信電話(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
(略)	(略)	(略)	(略)

第６節　ライフラインの災害対策

この節の対策	施策の体系	所管	関係機関・団体
(略)	(略)	(略)	(略)
第６　電話施設の災害対策	1　ネットワークの信頼性向上	ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
	2　重要通信の確保	ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
	3　サービスの早期復旧に向けた体制整備	ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
(略)	(略)	(略)	(略)

P81
名称の更新

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>
第１　上水道施設の災害対策
（略）
◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>１　水道施設の耐震化の推進
〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕</td><td>現在は、第４次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況（令和５年度末）は、浄水場約21%、配水池約85%、基幹管路約45%となっている。
これら水道施設については、優先度を定め、耐震化を進めている。
（略）</td></tr>
<tr><td>２　給水区域のブロック化、バックアップ化
〔水道局給水部計画課、給水課〕</td><td>災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和５年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。
（略）</td></tr>
</table>
第３　電力施設の災害対策
◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>１　防災体制の確立
〔北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)〕</td><td>防災業務計画に基づき、災害時に対処するための防災体制を定めている。
他電力会社、電源開発株式会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援を整備している。
◆また、道路管理者や自治体との連絡体制の確立、国道や道道・市道上の障害物（樹木・土砂・電力設備など）除去の連携など、災害時における相互協力のための協定を締結している。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第１　上水道施設の災害対策
（略）
◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>１　水道施設の耐震化の推進
〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕</td><td>現在は、第４次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況（令和６年度末）は、浄水場約21%、配水池約75%、基幹管路約47%となっている。
これら水道施設については、優先度を定め、耐震化を進めている。
（略）</td></tr>
<tr><td>２　給水区域のブロック化、バックアップ化
〔水道局給水部計画課、給水課〕</td><td>災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和６年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。
（略）</td></tr>
</table>
第３　電力施設の災害対策
◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>１　防災体制の確立
〔北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)〕</td><td>防災業務計画に基づき、災害時に対処するための防災体制を定めている。
他電力会社、電源開発株式会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援を整備している。
また、道路管理者や自治体との連絡体制の確立、国道や道道・市道上の障害物（樹木・土砂・電力設備など）除去の連携など、災害時における相互協力のための協定を締結している。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
P82
時点更新

P85
計画の更新
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第６　電話施設の災害対策

◇課題及び方針
東日本電信電話(株)北海道事業部は、地震・火災・風水害に強い設備作り、通信伝送路の複数ルート化や24時間365日のネットワーク監視及び制御等を行い、災害等の不測の事態が発生しても通信サービスが途絶えないように備えてきた。

（略）

◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>１　ネットワークの信頼性向上
〔東日本電信電話(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）〕</td><td>〔東日本電信電話〕
中継伝送路の多ルート化や重要通信センターの分散設置により、通信途絶を極力回避している。通信ビルや鉄塔は、震度７クラスの地震に耐えられるように設計しており、ビル内の通信設備は倒壊しないように固定している。突然の停電時に備えて予備電源を設置している。
（略）</td></tr>
<tr><td>２　重要通信の確保
〔東日本電信電話(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）〕</td><td>〔東日本電信電話〕
災害発生後、安否確認等の殺到による電話のふくそう時には、一般通話を規制し、気象、水防、消防、災害救助機関等の重要通信を優先的に疎通させる。
（略）</td></tr>
<tr><td>３　サービスの早期復旧に向けた体制整備
〔東日本電信電話(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）〕</td><td>〔東日本電信電話〕
◆通信途絶時には、衛星通信による無料公衆電話設置等で最小限の通信確保を急ぎ、その後早期復旧に向け、災害対策機器の活用や全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保を行うなど、サービスの早期復旧に向けた体制整備を行う。
（略）</td></tr>
</table>
【業務マニュアル等】東日本電信電話防災業務計画、ＫＤＤＩ防災業務計画

第10　民間バス事業者の災害対策

◇課題及び方針
民間バス事業者は、災害発生後のバスの運行を確保するため、災害対策本部等から道路の被害情報を得るとともに、利用者に対して運行状況等の情報が的確に提供できるよう、情報共有体制の構築に努める。

◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>１　情報共有化の推進
〔民間バス事業者〕</td><td>◆災害発生後の運行を確保し、利用者等に的確な運行情報等を提供することができるよう、北海道運輸局、札幌地区バス協会、札幌市等と連携を図りながら、情報共有体制について検討する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第６　電話施設の災害対策

◇課題及び方針
ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部は、地震・火災・風水害に強い設備作り、通信伝送路の複数ルート化や24時間365日のネットワーク監視及び制御等を行い、災害等の不測の事態が発生しても通信サービスが途絶えないように備えてきた。

（略）

◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>１　ネットワークの信頼性向上
〔ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）〕</td><td>〔ＮＴＴ東日本〕
中継伝送路の多ルート化や重要通信センターの分散設置により、通信途絶を極力回避している。通信ビルや鉄塔は、震度７クラスの地震に耐えられるように設計しており、ビル内の通信設備は倒壊しないように固定している。突然の停電時に備えて予備電源を設置している。
（略）</td></tr>
<tr><td>２　重要通信の確保
〔ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）〕</td><td>〔ＮＴＴ東日本〕
災害発生後、安否確認等の殺到による電話のふくそう時には、一般通話を規制し、気象、水防、消防、災害救助機関等の重要通信を優先的に疎通させる。
（略）</td></tr>
<tr><td>３　サービスの早期復旧に向けた体制整備
〔ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）〕</td><td>〔ＮＴＴ東日本〕
◆通信途絶時には、衛星通信による無料公衆電話設置等で最小限の通信確保を急ぎ、その後早期復旧に向け、災害対策機器の活用や全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保を行うなど、サービスの早期復旧に向けた体制整備を行う。
（略）</td></tr>
</table>
【業務マニュアル等】ＮＴＴ東日本防災業務計画、ＫＤＤＩ防災業務計画

第10　民間バス事業者の災害対策

◇課題及び方針
民間バス事業者は、災害発生後のバスの運行に関する判断を行うため、災害対策本部等から道路の被害情報を得るとともに、利用者に対して運行状況等の情報が的確に提供できるよう、情報共有体制の構築に努める。

◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>１　情報共有化の推進
〔民間バス事業者〕</td><td>◆災害発生後の運行に関し、利用者等に的確な運行情報等を提供することができるよう、北海道運輸局、札幌地区バス協会、札幌市等と連携を図りながら、情報共有体制について検討する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
P88-90
名称更新

P93
文言の修正
</td>
</tr>
</table>

旧

第７節　災害情報収集・伝達システムの強化

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第１　情報ネットワークの構築	１　情報ネットワークの構築	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部消防救助課、デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課	内閣府、総務省消防庁、北海道開発局、北海道
第２　災害情報ネットワークの整備	１　災害情報ネットワーク・システムの概要	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局総警防部消防救助課	内閣府、総務省消防庁、北海道開発局、北海道
（略）	（略）	（略）	（略）

第１　情報ネットワークの構築

◇課題及び方針

（略）

○防災関連機関
- 北海道警察
- 陸上自衛隊
- 北海道電力ネットワーク道央統括支店
- 東日本電信電話
- 北海道ガス
- ＪＲ北海道
- その他の関連機関

テレビ会議システム

第２　災害情報ネットワークの整備

◇課題及び方針

（略）

【災害情報ネットワーク・システムの構成】

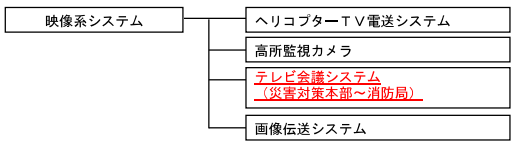

新

第７節　災害情報収集・伝達システムの強化

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第１　情報ネットワークの構築	１　情報ネットワークの構築	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部通信指令課、デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課	内閣府、総務省消防庁、北海道開発局、北海道
第２　災害情報ネットワークの整備	１　災害情報ネットワーク・システムの概要	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局総警防部通信指令課	内閣府、総務省消防庁、北海道開発局、北海道
（略）	（略）	（略）	（略）

第１　情報ネットワークの構築

◇課題及び方針

（略）

○防災関連機関
- 北海道警察
- 陸上自衛隊
- 北海道電力ネットワーク道央統括支店
- ＮＴＴ東日本
- 北海道ガス
- ＪＲ北海道
- その他の関連機関

（削除）

第２　災害情報ネットワークの整備

◇課題及び方針

（略）

【災害情報ネットワーク・システムの構成】

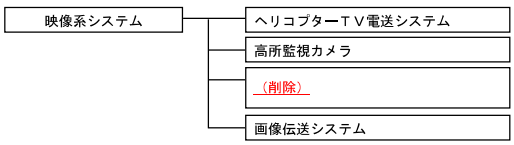

備考

P94
名称の更新

P95
名称の更新及び廃止に伴う削除

P96
廃止に伴う削除

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
1　災害情報ネットワーク・システムの概要
◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>4　テレビ会議システム
（災害対策本部～消防局）
〔危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部消防救助課〕</td><td>災害時の電話回線の障害やふくそうに対応するため、災害対策本部と消防局を接続するテレビ会議システム</td></tr>
<tr><td>5（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>6（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>7（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>8（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>9　消防・救急無線システム
〔消防局警防部消防救助課〕</td><td>消防局消防指令管制センターと各消防署、出張所及び各消防・救急車両、現場活動隊との無線交信を行うシステム</td></tr>
<tr><td>10　多重無線ネットワークシステム
〔危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部消防救助課〕</td><td>消防・救急無線及び防災行政無線の基幹網として、市内要所の基地局を多重無線回線で結び、市内全域の無線交信体制をバックアップするシステム</td></tr>
<tr><td>11（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>12（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>13（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>14（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>15　高所監視カメラ
〔消防局警防部消防救助課〕</td><td>市内の高層ビル上に設置した高感度カメラ。札幌市内を 24 時間監視し、撮影した映像を光ケーブルで伝送し災害状況を把握するシステム</td></tr>
<tr><td>16（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>17（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
1　災害情報ネットワーク・システムの概要
◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>4（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>5（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>6（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>7（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>8　消防・救急無線システム
〔消防局警防部通信指令課〕</td><td>札幌圏消防指令センターと各消防署、出張所及び各消防・救急車両、現場活動隊との無線交信を行うシステム</td></tr>
<tr><td>9　多重無線ネットワークシステム
〔危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部通信指令課〕</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>10（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>11（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>12（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>13（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>14　高所監視カメラ
〔消防局警防部通信指令課〕</td><td>藻岩山無線基地局鉄塔及び白石清掃工場屋上に設置した高感度カメラ。札幌市内を 24 時間監視し、撮影した映像を 4.9GHz 帯無線装置で伝送し災害状況を把握するシステム</td></tr>
<tr><td>15（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>16（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>P97-98
廃止による削除及び番号更新</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>第８節　消防体制の強化
第１　消防体制の整備

◇課題及び方針
消防は、地震発生直後から同時多発火災の消火活動や救助活動などを中心に行う。札幌市では、消防職員の初動活動を迅速かつ的確なものとするために、非常招集計画の作成やマニュアルの整備などを行い、初動体制を整備している。</td><td>第８節　消防体制の強化
第１　消防体制の整備

◇課題及び方針
消防は、地震発生直後から同時多発火災の消火活動や救助活動などを中心に行う。札幌市では、消防職員の初動活動を迅速かつ的確なものとするために、非常招集計画の作成やマニュアルの整備などを行い、初動体制を整備している。今後、より迅速な初動対応と、全国からの緊急消防援助隊の効果的な受け入れ・運用を行うため、デジタル技術を活用した被害情報の収集・分析を推進し、消防活動における指揮支援体制の充実・強化を図る。</td><td>P103
文言の追加及び計画の削除</td></tr>
<tr><td>第２　車両・資機材等の整備

（略）

◇対策の現況及び計画
<table><tr><td>３（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr></table></td><td>第２　車両・資機材等の整備

（略）

◇対策の現況及び計画
<table><tr><td>３（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>４　無人航空機の整備
〔消防局警防部消防救助課〕</td><td>大規模・特殊災害に迅速に対応するため、ドローン（無人航空機）等の　先端技術を活用した高度な救助資機材の整備・活用を推進している。</td></tr></table></td><td>P104
新規追加</td></tr>
<tr><td>第５　民間団体等との協力推進

（略）

◇対策の現況及び計画
<table><tr><td>３（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr></table></td><td>第５　民間団体等との協力推進

（略）

◇対策の現況及び計画
<table><tr><td>３（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>４　関係機関との顔の見える関係の構築
〔消防局警防部消防救助課〕</td><td>効率的な救助・救急・消火活動等を行うため、警察、自衛隊、医療機関等の関係機関と平時から訓練や意見交換等を通じてコミュニケーションを図り、『顔の見える関係』を構築し、信頼感の醸成と連携体制の強化に努める。</td></tr></table></td><td>P107
新規追加</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
〔施策の体系〕
<table>
<tr><th>この節の対策</th><th>施策の体系</th><th>所管課</th><th>関係機関・団体</th></tr>
<tr><td rowspan="6">第１　医療救援体制の整備</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>６　透析医療体制の整備</td><td>保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課</td><td>（一社）札幌市医師会（札幌市透析医会）</td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>7（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>8（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>9（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>10（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>11（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
〔施策の体系〕
<table>
<tr><th>この節の対策</th><th>施策の体系</th><th>所管課</th><th>関係機関・団体</th></tr>
<tr><td rowspan="8">第１　医療救援体制の整備</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（一社）札幌市医師会、札幌市透析医会</td></tr>
<tr><td>7　在宅酸素療法（HOT）協力医療機関の整備</td><td>保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課</td><td></td></tr>
<tr><td>8（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>9（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>10（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>11（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>12（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>P109
文言の追加及び施策の追加</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第１　医療救援体制の整備
（略）
◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>６　透析医療体制の整備
〔保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課〕</td><td>慢性腎不全患者に対する医療体制を確保するために、（一社）札幌市医師会の協力により受け入れ体制を確立している。
（略）</td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>７（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>８（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>９（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>10（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>11（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第１　医療救援体制の整備
（略）
◇対策の現況及び計画
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>６　透析医療体制の整備
〔保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課〕</td><td>（一社）札幌市医師会及び札幌市透析医会と協定を締結し、慢性腎不全患者に対する医療体制を整備している。
（略）</td></tr>
<tr><td>７　在宅酸素療法（HOT）協力医療機関の整備
〔保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課〕</td><td>在宅酸素療法（HOT）患者のうち、酸素流量が比較的低流量の患者に対する医療体制として、協定を締結した協力医療機関が患者を受け入れ、酸素供給などを行う体制を整備している。</td></tr>
<tr><td>８（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>９（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>10（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>11（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>12（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
P111
文言の追加

P112
現況及び計画の追加
番号更新
</td>
</tr>
</table>

旧

第 10 節　被災者支援の体制づくり

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第１　備蓄の推進	（略）	（略）	（略）
	２　備蓄庫の整備	危機管理局危機管理部危機管理課、教育委員会生涯学習部学校施設課	
（略）	（略）	（略）	（略）

第１　備蓄の推進

（略）

◇対策の現況及び計画

１　備蓄物資の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	第４次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約９万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、流通備蓄が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の基幹避難所及び防災拠点倉庫に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、ビスケット類、粥、副菜、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、（追加）などを備蓄している。
２　備蓄庫の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課、教育委員会生涯学習部学校施設課〕	備蓄物資は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の基幹避難所に分散配置している。 ◆市内の小中学校に備蓄物資を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の小中学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、備蓄物資を配置している。
（略）	（略）

新

第 10 節　被災者支援の体制づくり

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第１　備蓄の推進	（略）	（略）	（略）
	２　備蓄庫の整備	危機管理局危機管理部危機管理課、教育委員会総務部学校支援課	
（略）	（略）	（略）	（略）

第１　備蓄の推進

（略）

◇対策の現況及び計画

１　備蓄物資の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	第４次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約９万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、流通備蓄が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の基幹避難所及び防災備蓄倉庫に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、ビスケット類、粥、副菜、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、ポータブル電源などを備蓄している。
２　備蓄庫の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課、教育委員会総務部学校支援課〕	備蓄物資は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の基幹避難所に分散配置している。 ◆市内の小中学校に備蓄物資を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の小中学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、備蓄物資を配置している。
（略）	（略）

備考

P117
名称の更新

P119
文言の修正及び追加
名称の更新

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>第２　物資供給体制の整備

◇課題及び方針
札幌市では、（追加）、地震発生後、いち早く避難場所にいる被災者に物資を供給するために、物資の備蓄のほか、優先的に物資の供給が受けられるように大手スーパーマーケットや輸送業者等との協定締結や連携を推進する。</td><td>第２　物資供給体制の整備

◇課題及び方針
札幌市では、「札幌市災害時物資供給マニュアル」に基づき、地震発生後、いち早く避難場所にいる被災者に物資を供給するために、物資の備蓄のほか、優先的に物資の供給が受けられるように大手スーパーマーケットや輸送業者等との協定締結や連携を推進する。</td><td>P120
文言の追加</td></tr>
<tr><td>第３　給水体制の整備
（略）
◇対策の現況及び計画
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>３　応急給水資機材の備蓄の充実
〔水道局給水部給水課〕</td><td>断水時の給水資機材として、給水タンク車５台、車載用給水タンク 32 基、給水袋、仮設水槽 16 台などを備蓄している。
◆第４次被害想定を踏まえ、備蓄計画を見直し、応急給水資機材の必要数量を検証する。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>第３　給水体制の整備
（略）
◇対策の現況及び計画
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>３　応急給水資機材の備蓄の充実
〔水道局給水部給水課〕</td><td>断水時の給水資機材として、給水タンク車５台、車載用給水タンク 32 基、給水袋、仮設水槽 16 台などを備蓄している。
◆第４次被害想定を踏まえ、（削除）応急給水資機材の必要数量を検証する。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>P121
時点更新</td></tr>
<tr><td>第 10 節　地区防災計画
第１　地区防災計画の推進
（略）
<table><tr><td>１　地区防災計画作成支援
〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕</td><td>モデル地区を選定し、ワークショップ等を通じて地域 の防災意識の醸成を図りながら、地区の意向や特性など を踏まえた地区防災計画案作成等の段階的な支援に取り組んでいる。</td></tr></table></td><td>第 10 節　地区防災計画
第１　地区防災計画の推進
（略）
<table><tr><td>１　地区防災計画作成支援
〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕</td><td>モデル地区事業の成果と課題を踏まえて、地域の事務作業に係る負担を減らし、住民同士のコミュニケーションを重視した計画作成ができるよう、計画作成支援ツールを提供する。</td></tr></table></td><td>P126
計画更新</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>第２節　災害対策本部
第１　災害対策本部等の設置・廃止
（略）
札幌市災害対策本部組織図
≪防災関係機関情報連絡室≫
陸上自衛隊、北海道警察、東日本電信電話㈱北海道事業部
北海道ガス㈱、北海道電力㈱札幌支店　他</td><td>第２節　災害対策本部
第１　災害対策本部等の設置・廃止
（略）
札幌市災害対策本部組織図
≪防災関係機関情報連絡室≫
陸上自衛隊、北海道警察、ＮＴＴ東日本㈱北海道事業部
北海道ガス㈱、北海道電力ネットワーク㈱　他</td><td>P133
名称の更新及び文言の追加</td></tr>
<tr><td>第３節　災害情報の収集・共有・伝達、広報･広聴
第２　災害時広報活動
２　広報内容と手段
（略）
（１）時間経過に応じた広報
（略）
イ　生活の再開時期からの広報
市民生活の再開の程度は様々な段階があるため、その段階に応じた情報を適切に広報する。
複雑な行政関連情報は、文字による広報を中心に迅速かつ的確に広報する。災害救援臨時広報紙の発行・配布体制を充実させ、様々な方法で避難者への広報に努める。（追加）</td><td>第３節　災害情報の収集・共有・伝達、広報･広聴
第２　災害時広報活動
２　広報内容と手段
（略）
（１）時間経過に応じた広報
（略）
イ　生活の再開時期からの広報
市民生活の再開の程度は様々な段階があるため、その段階に応じた情報を適切に広報する。
複雑な行政関連情報は、文字による広報を中心に迅速かつ的確に広報する。災害救援臨時広報紙の発行・配布体制を充実させ、様々な方法で避難者への広報に努めるほか、北海道管区行政評価局が作成する、被災者の生活支援情報をまとめたガイドブックを用いた広報も行う。</td><td>P141
文言の追加</td></tr>
<tr><td>（略）
【提供する情報と手段】
<table><tr><th>時間</th><th>広報内容</th><th>対象</th><th>提供情報</th><th>情報整理部</th><th>手段</th></tr><tr><td rowspan="3">災害発生直後から３日くらいまで</td><td rowspan="3">生活関連情報</td><td rowspan="3">全市民</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="3">※「混乱防止情報」と同様</td></tr><tr><td>・ライフライン復旧情報</td><td>建設部、下水道河川部、水道部、東日本電信電話(株)北海道事業部、北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)、北海道ガス(株)等</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>（略）
【提供する情報と手段】
<table><tr><th>時間</th><th>広報内容</th><th>対象</th><th>提供情報</th><th>情報整理部</th><th>手段</th></tr><tr><td rowspan="3">災害発生直後から３日くらいまで</td><td rowspan="3">生活関連情報</td><td rowspan="3">全市民</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="3">※「混乱防止情報」と同様</td></tr><tr><td>・ライフライン復旧情報</td><td>建設部、下水道河川部、水道部、ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部、北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)、北海道ガス(株)等</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>P142
名称の更新</td></tr>
</table>

旧	新	備考
（２）情報伝達困難者への情報提供 被災外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者、高齢者、（追加）等の情報伝達困難者への情報提供を行うため、関係機関との連携を図りながら以下のことを行う。 （略） ○多言語、点字、音声、（追加）、文字情報（ホームページ、SNS、ＦＡＸ、災害救援臨時広報紙等）による情報提供体制の構築 （略）	**（２）情報伝達困難者への情報提供** 被災外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者、高齢者、観光客等の情報伝達困難者への情報提供を行うため、関係機関との連携を図りながら以下のことを行う。 （略） ○多言語、点字、音声、デジタルサイネージ、文字情報（ホームページ、SNS、ＦＡＸ、災害救援臨時広報紙等）による情報提供体制の構築 （略）	P144 文言の追加
第３　災害時広聴活動 ２　災害時相談窓口の開設 市民からの相談に対応するため、総務部広報班は「災害時相談窓口」を設置する。また区本部は、「区災害時相談窓口」を設置する。同時に関係部は、相談要員を災害時相談窓口へ派遣するなど協力体制を構築する。 災害対策本部をはじめ関係部や関係機関と連絡を密に（追加）しながら、市民からの相談事項を的確に処理する。	第３　災害時広聴活動 ２　災害時相談窓口の開設 市民からの相談に対応するため、総務部広報班は「災害時相談窓口」を設置する。また区本部は、「区災害時相談窓口」を設置する。同時に関係部は、相談要員を災害時相談窓口へ派遣するなど協力体制を構築する。 災害対策本部をはじめ関係部や関係機関と連絡を密にするとともに、北海道管区行政評価局が開設する特別行政相談所と連携しながら、市民からの相談事項を的確に処理する。	P146 文言の追加
第４節　応援派遣要請 （略） **この節の対策で想定される事態と課題** （略） ○迅速な応援者の受入れのため、「札幌市応援者受入計画」に基づく応援派遣機関に 対する窓口の明確化、受入体制や応援職員の活動環境等の整備が必要となる。	第４節　応援派遣要請 （略） **この節の対策で想定される事態と課題** （略） ○迅速な応援者の受入れのため、「札幌市応援者受入計画」に基づく応援派遣機関に対する窓口の明確化、応援職員の宿泊場所として活用可能な施設の提供等、受入体制と活動環境の整備が必要となる。	P147 文言の修正

旧	新	備考

第５　応援協定に基づく要請

【協定先一覧】

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
情報	大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定	(一社)札幌ハイヤー協会、(一社)北海道警備業協会	有線回線の途絶時に災害情報を消防局消防指令管制センターに通報	消防部警防班
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
情報	大規模災害時における情報収集に関する協定	(一社)北海道警備業協会	災害情報を消防局消防指令管制センターに通報	消防部警防班
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
医療	札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会	医療救護班の派遣や応急処置等の医療救護活動など医療救護活動	保健福祉部医療救護班
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
輸送	災害時における自動車輸送の協力に関する相互協定書	(一社)札幌地区トラック協会、日本通運(株)札幌支店、ヤマト運輸(株)札幌主管支店、佐川急便(株)北海道支店、北海道福山通運（株）	災害時における自動車輸送の協力	経済観光部経済庶務班
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

第５　応援協定に基づく要請

【協定先一覧】

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
情報	大規模災害時における情報収集に関する協定	(一社)北海道警備業協会	災害情報を消防局札幌圏消防指令センターに通報	消防部警防班
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
医療	札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会	医療救護班の派遣や応急処置等の医療救護活動	保健福祉部医療調整班
医療	災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定	札幌市医師会、札幌市透析医会	災害時の透析医療機関に関する情報の収集、透析患者の受入医療機関の調整等の医療救護活動	保健福祉部医療調整班
医療	災害時における在宅酸素療法患者に対する医療救護活動の協力に関する協定	在宅酸素療法(HOT)協力医療機関	在宅酸素療法患者に対する酸素供給又は患者が持参した酸素濃縮器等への電源供給等の医療救護活動	保健福祉部医療調整班
医療	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社)北海道柔道整復師会札幌ブロック	柔道整復師救護班の派遣や応急手当等の救護活動	保健福祉部医療調整班
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
輸送	災害時における自動車輸送の協力に関する相互協定書	(一社)札幌地区トラック協会、日本通運(株)East カンパニー、ヤマト運輸(株)札幌主管支店、佐川急便(株)北海道支店、北海道福山通運（株）	災害時における自動車輸送の協力	経済観光部経済庶務班
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
物資	災害時における被災者の支援に関する連携協定	ネッツトヨタ道都株式会社	災害時における物資や通信環境、充電サービスの提供	本部事務局

P153－165
名称の更新及び協定の追加

旧					新					備考
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	物資	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する札幌市と株式会社ダイイチの相互協定書	株式会社ダイイチ	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給	経済観光部経済庶務班	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
燃料	災害時の避難所等における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	トヨタ自動車(株)、札幌トヨタ自動車(株)、札幌トヨペット(株)、トヨタカローラ(株)、ネッツトヨタ札幌(株)、ネッツトヨタ道都(株)、日産自動車(株)、北海道日産自動車(株)、札幌日産自動車(株)、日産プリンス札幌販売(株)、本田技研工業(株)、(株)ホンダカーズ札幌中央、(株)ホンダ四輪販売北海道、三菱自動車工業(株)、北海道三菱自動車販売(株)	避難所等への電力供給を目的とした市内自動車販売店の試乗車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車）の貸与を受ける	環境部環境保全班	燃料	災害時の避難所等における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	トヨタ自動車(株)、札幌トヨタ自動車(株)、AGH トヨタ札(株)、ネッツトヨタ札幌(株)、ネッツトヨタ道都(株)、日産自動車(株)、北海道日産自動車(株)、札幌日産自動車(株)、日産プリンス札幌販売(株)、本田技研工業(株)、(株)ホンダカーズ札幌中央、(株)ホンダモビリティ北海道、三菱自動車工業(株)、北海道三菱自動車販売(株)	避難所等への電力供給を目的とした市内自動車販売店の試乗車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車）の貸与を受ける	環境部環境保全班	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
ライフライン	災害時における下水道管路の復旧調査等に関する協定	（追記）札幌下水道災害支援協力会	被災した下水道管路の復旧に必要な調査等協力	下水道河川部管路施設班	ライフライン	災害時における下水道管路の復旧調査等に関する協定	（特非）札幌災害支援協力会	被災した下水道管路の復旧に必要な調査等協力	下水道河川部管路施設班	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
ライフライン	札幌市水道局と仙台市水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書	仙台市	被害情報の集約、応援活動に関する指揮・命令系統の確立、応援活動状況の把握	水道部水道庶務班	ライフライン	札幌市水道局と仙台市水道局との先遣調査隊としての活動に関する覚書	仙台市	被害情報の集約、応援活動に関する指揮・命令系統の確立、応援活動状況の把握	水道部水道庶務班	
ライフライン	札幌市水道局と川崎市上下水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書	川崎市	被害情報の集約、応援活動に関する指揮・命令系統の確立、応援活動状況の把握	水道部水道庶務班	ライフライン	札幌市水道局と川崎市上下水道局との先遣調査隊としての活動に関する覚書	川崎市	被害情報の集約、応援活動に関する指揮・命令系統の確立、応援活動状況の把握	水道部水道庶務班	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

旧					新					備考
ﾗｲﾌﾗｲﾝ	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)	災害時の情報共有及び復旧における相互協力	本部事務局	ﾗｲﾌﾗｲﾝ	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)、ＮＴＴ東日本(株)	災害時の情報共有及び復旧における相互協力	本部事務局	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	保健	災害応急用協力井戸に係る技術的協力に関する協定	（一社）全国さく井協会	災害時における井戸に関する市民相談への対応、協力井戸の普及啓発への協力、さく井協会が保有する井戸データの提供及びその他の技術的な支援	保健福祉部生活衛生班	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
帰宅困難者	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	三井不動産(株)、(株)さっぽろテレビ塔、(株)福山倉庫、(株)北陸銀行及び(株)北海道銀行、第一生命保険(株)、Silverado(同)、(追加)	災害時における一時滞在施設の提供等	本部事務局	帰宅困難者	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	三井不動産(株)、(株)さっぽろテレビ塔、(株)福山倉庫、(株)北陸銀行及び(株)北海道銀行、第一生命保険(株)、三菱UFJ信託銀行、ヒューリック(株)、ALJ Sapporo RE2特定目的会社(ライイラックスクエア)	災害時における一時滞在施設の提供等	本部事務局	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	復旧・復興	災害時における生活復旧支援に関する協定	札幌市東区商店街連絡協議会	災害発生時における区民生活の早期安定を目的とした技術力の提供及び応急生活物資の提供等	東区本部総務・情報班	

旧	新	備考
第５節　消防活動 第１　消火活動 地震により火災が発生した場合は、高所監視カメラ、消防ヘリコプター（追加）からの映像情　報、活動中の各消防隊や各消防団からの情報、協定に基づく（一社）札幌ハイヤー協会・（一社）北海道警備業協会や市民からの通報等により情報収集し、消防部隊の運用等の方針を決定する。 （省略）	第５節　消防活動 第１　消火活動 地震により火災が発生した場合は、高所監視カメラ、消防ヘリコプター及びドローンからの映像情報、活動中の各消防隊や各消防団からの情報、協定に基づく（一社）札幌ハイヤー協会・（一社）北海道警備業協会や市民からの通報等により情報収集し、消防部隊の運用等の方針を決定する。 （省略）	P167 文言の追加
第２　救助・救急活動 救助活動は、地域住民、警察、自衛隊と連携し、活動分担を明確にして効率のよい活動を実施する。（追加）。救助活動は、消火活動との関連から、火災現場や重要な施設での救助を優先的に実施する。重機等の機材が必要な場合は、災害対策本部等を通じて、建設業者等の協力を要請する。 （省略）	第２　救助・救急活動 救助活動は、地域住民、警察、自衛隊と連携し、活動分担を明確にして効率のよい活動を実施する。その際、必要に応じて災害現場等に『合同調整所』を設置し、関係機関の部隊間で活動エリアや手順等の情報共有と活動調整を図る。救助活動は、消火活動との関連から、火災現場や重要な施設での救助を優先的に実施する。重機等の機材が必要な場合は、災害対策本部等を通じて、建設業者等の協力を要請する。 （省略）	P168 文言の追加
第３（新規） （新規）	第３　消防職員等の安全と健康管理 災害現場で活動する消防職員等の安全を確保するとともに、感染症対策等の健康管理を徹底する。また、悲惨な災害現場での活動による心理的負担を軽減するため、早期からの惨事ストレス対策を実施する。	P169 対策の追加

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>
第６節 応急医療・救護

<table>
<tr><th colspan="3">この節の対策を担当する機関</th></tr>
<tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th>関係機関・団体</th></tr>
<tr><td>第１　応急救護体制</td><td>保健福祉部医療調整班、区本部保健医療班</td><td>(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会、（追加）、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、自衛隊（衛生隊）、日本赤十字社</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

第１　応急救護体制

（略）

【災害時各施設の機能】

<table>
<tr><td>応急救護センター</td><td>（略）
⑥伝染病患者の隔離や消毒等の防疫対策の実施</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

【業務マニュアル等】（追加）、札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定((一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯 科医師会、(一社)札幌薬剤師会)
</td><td>
第６節　応急医療・救護

<table>
<tr><th colspan="3">この節の対策を担当する機関</th></tr>
<tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th>関係機関・団体</th></tr>
<tr><td>第１　応急救護体制</td><td>保健福祉部医療調整班、区本部保健医療班</td><td>(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会、札幌市透析医会、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、自衛隊（衛生隊）、日本赤十字社</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

第１　応急救護体制

（略）

【災害時各施設の機能】

<table>
<tr><td>応急救護センター</td><td>（略）
⑥感染症患者の隔離や消毒等の防疫対策の実施</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

【業務マニュアル等】札幌市災害医療救護活動計画、札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定((一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯 科医師会、(一社)札幌薬剤師会)
</td><td>
P170
関係機関の追加

P172
文言の修正及び時点更新
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>
第９節　生活救援
<table>
<tr><th colspan="3">この節の対策を担当する機関</th></tr>
<tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th>関係機関・団体</th></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>第２　備蓄物資の供給</td><td>市民文化部市民文化庶務班、経済観光部経済庶務班、経済観光部市場班、区本部避難所班、保健福祉部保健福祉庶務班</td><td>イオン北海道㈱、生活協同組合コープさっぽろ、㈱伊藤園、㈱東光ストア、(一社)札幌地区トラック協会、日本通運㈱札幌支店、ヤマト運輸㈱札幌主管支店、佐川急便㈱北海道支店、（一社）AZ-COM 丸和・支援ネットワーク、北海道福山通運㈱札幌支店、アート引越センター㈱、札幌倉庫協会</td></tr>
<tr><td>第３　救援物資等の受入れ・供給</td><td>経済観光部経済庶務班、市民文化部市民文化庶務班、区本部避難所班、区本部救援班、保健福祉部保健福祉庶務班</td><td>（一社）札幌地区トラック協会、日本通運㈱札幌支店、社会福祉協議会、ボランティア団体、ヤマト運輸㈱札幌主管支店、佐川急便㈱北海道支店、（一社）AZ-COM 丸和・支援ネットワーク、北海道福山通運㈱札幌支店、アート引越センター㈱、札幌倉庫協会</td></tr>
</table>
第１　飲料水や生活用水の供給
（略）
【水の確保状況】
（略）　（略）　（略）　（略）
緊急遮断弁付き配水池　20か所　98,700m3　約71万人分(20リットル/人日、７日間)
（略）　（略）　（略）　（略）
（令和５年度末時点）
災害応急用協力井戸　473か所　（生活用水）　（令和６年11月末時点）
</td>
<td>
第９節　生活救援
<table>
<tr><th colspan="3">この節の対策を担当する機関</th></tr>
<tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th>関係機関・団体</th></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td>第２　備蓄物資の供給</td><td>市民文化部市民文化庶務班、経済観光部経済庶務班、経済観光部市場班、区本部避難所班、保健福祉部保健福祉庶務班</td><td>イオン北海道㈱、生活協同組合コープさっぽろ、㈱伊藤園、㈱東光ストア、(一社)札幌地区トラック協会、日本通運㈱East カンパニー、ヤマト運輸㈱札幌主管支店、佐川急便㈱北海道支店、（一社）AZ-COM 丸和・支援ネットワーク、北海道福山通運㈱札幌支店、アート引越センター㈱、札幌倉庫協会</td></tr>
<tr><td>第３　救援物資等の受入れ・供給</td><td>経済観光部経済庶務班、市民文化部市民文化庶務班、区本部避難所班、区本部救援班、保健福祉部保健福祉庶務班</td><td>（一社）札幌地区トラック協会、日本通運㈱East カンパニー、社会福祉協議会、ボランティア団体、ヤマト運輸㈱札幌主管支店、佐川急便㈱北海道支店、（一社）AZ-COM 丸和・支援ネットワーク、北海道福山通運㈱札幌支店、アート引越センター㈱、札幌倉庫協会</td></tr>
</table>
第１　飲料水や生活用水の供給
（略）
【水の確保状況】
（略）　（略）　（略）　（略）
緊急遮断弁付き配水池　20か所　97,700m3　約70万人分(20リットル/人日、７日間)
（略）　（略）　（略）　（略）
（令和６年度末時点）
災害応急用協力井戸　473か所　（生活用水）　（令和６年11月末時点）
</td>
<td>
P185
名称の更新

P186
時点更新
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第２　備蓄物資の供給
（省略）

【物資の供給対象者】
①避難場所の被災者
②住家が被災したために炊事ができない者
③流通経済のマヒより食料の確保ができない者
④帰宅困難者
⑤応急対策要員

【備蓄物資の供給】
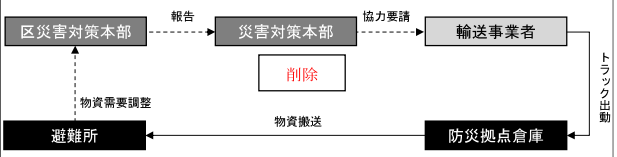

【物資供給システム】
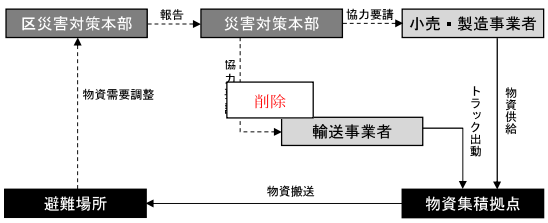

</td>
<td>
第２　備蓄物資の供給
（省略）

【物資の供給対象者】
①避難場所の被災者
②住家が被災したために炊事ができない者
③流通経済の麻痺により食料の確保ができない者
④帰宅困難者
⑤応急対策要員

【物資供給の流れ】
※札幌市災害時物資供給マニュアル P6 より抜粋
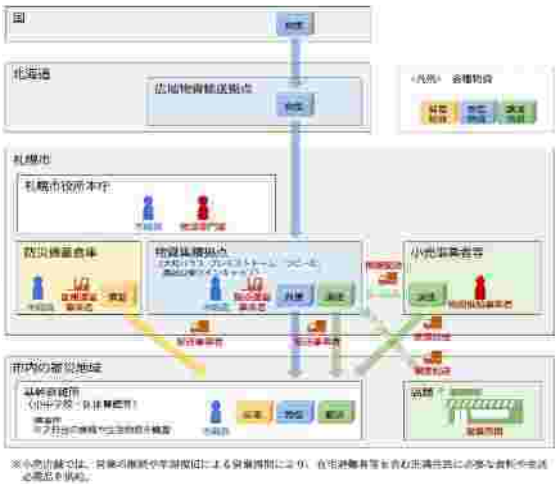

</td>
<td>
P188
文言の修正及び図の変更
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

【札幌市の対策】

<table>
<tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr>
<tr><td>地震発生
⬇</td><td>・市が備蓄している食糧を避難所に供給する。</td><td>・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。
・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。</td></tr>
<tr><td>24 時間
⬇</td><td>・２日6食を供給する。
削除</td><td>・食糧・生活必需品を避難所に供給する。</td></tr>
<tr><td>３日
⬇</td><td>・避難所のニーズを反映した食糧・生活必需品を供給する。</td><td>・避難所での物資ニーズを調査する。
・食糧・生活必需品を被災者に供給する。
・マスコミを通じて全国に義援物資を要請する。</td></tr>
</table>

</td>
<td>

【災害時物資供給のタイムライン】
※札幌市災害時物資供給マニュアル P12 より抜粋

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>考え方</th><th colspan="4">時間経過</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>24時間まで</td><td>2日まで</td><td>1週間まで</td><td>1週間以降</td></tr>
<tr><td>フェーズ1</td><td>体制の確立</td><td>・札幌市の物資供給体制を確立
・人員、物資集積拠点、連絡手段、輸送手段を確保する時期
・区域再開に向けた準備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>フェーズ2</td><td>備蓄物資活用の時期</td><td>・防災備蓄倉庫の備蓄物資を活用し避難所等に配送する時期
・区域再開</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>フェーズ3</td><td>プッシュ型支援による物資の供給の時期</td><td>・避難者の個別ニーズによらず、避難生活に必要不可欠と想定される物資を活用する時期
・札幌市が協定締結事業者等から調達する物資や、国からのプッシュ型支援等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>フェーズ4</td><td>プル型支援による物資の供給の時期</td><td>・避難所等における具体的なニーズの把握により、順次、プル型支援に移行する時期
・札幌市が協定締結事業者等から調達する物資や、国からのプル型支援等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

</td>
<td>

P189
文言の修正及び図の変更

</td>
</tr>
</table>

旧	新	備考

第 12 節　ライフラインの応急対策

この節の対策を担当する機関

この節の対策	主管部班	関係機関・団体
（省略）	（省略）	（省略）
第２　下水道施設の対策	下水道河川部	(一財)札幌市下水道公社、（追加）札幌下水道災害支援協力会、札幌市下水処理施設事業継続支援協力会、ポンプ設備業者、電気設備業者、(公社)日本下水道管路管理業協会、（　社）札幌建設業協会、(公社）全国上下水道コンサルタント協会北海道支部
（省略）	（省略）	（省略）
第６　電話施設の対策	東日本電信電話(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)	
（省略）	（省略）	（省略）

第２　下水道施設の対策

（省略）

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
（略）	（略）	（略）
３日 ↓	・施設全体の被災状況を把握し、応急復旧を実施する。	・管路の一次調査、応急復旧を行う。 ・水再生プラザ・ポンプ場施設の応急復旧を行う。 ・広報・広聴活動を実施する。
（略）	（略）	（略）

第 12 節　ライフラインの応急対策

この節の対策を担当する機関

この節の対策	主管部班	関係機関・団体
（省略）	（省略）	（省略）
第２　下水道施設の対策	下水道河川部	(一財)札幌下水道公社、（特非）札幌災害支援協力会、札幌市下水処理施設事業継続支援協力会、ポンプ設備業者、電気設備業者、(公社）日本下水道管路管理業協会、(一社）札幌建設業協会、(公社）全国上下水道コンサルタント協会北海道支部
（省略）	（省略）	（省略）
第６　電話施設の対策	ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)	
（省略）	（省略）	（省略）

備考：P199 名称の更新

第２　下水道施設の対策

（省略）

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
（略）	（略）	（略）
３日 ↓	・施設全体の被災状況を把握し、応急復旧を実施する。	・管路の応急復旧調査、応急復旧を行う。 ・水再生プラザ・ポンプ場施設の応急復旧を行う。 ・広報・広聴活動を実施する。
（略）	（略）	（略）

備考：P201 文言の修正

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第３　電力施設の対策
（省略）
【北海道電力（株）・北海道電力ネットワーク（株）の対策】
<table>
<tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr>
<tr><td>地震発生
↓
７日
↓</td><td>・重要施設等への応急送電を行う。
・重要施設以外への応急送電を行う。
・応急送電を完了し、順次、本格復旧工事へ移行する。</td><td>・（省略）
・速やかに非常災害対策本部及び支部を設置し、一般被害情報、当社（追加）被害状況を的確に把握する。
・（省略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第３　電力施設の対策
（省略）
【北海道電力（株）・北海道電力ネットワーク（株）の対策】
<table>
<tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr>
<tr><td>地震発生
↓
７日
↓</td><td>・重要施設等への応急送電を行う。
・重要施設以外への応急送電を行う。
・応急送電を完了し、順次、本格復旧工事へ移行する。</td><td>・（省略）
・速やかに非常災害対策本部及び支部を設置し、一般被害情報、当社設備被害状況を的確に把握する。
・（省略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>P202
文言の追加</td>
</tr>
<tr>
<td>
第６　電話施設の対策
東日本電信電話(株)北海道事業部では、地震が発生した場合、地震の規模に合わせ「災害対策本部」を設置し、応急復旧体制を確立する。マスコミを通じて電話自粛と安否確認サービス（災害用伝言ダイヤル 171 と災害用伝言板 web171）の運用開始を広報する。通信回線の復旧は、治安・救援・輸送・電力など防災関係機関の回線を優先的に行うとともに、被災者の通信サービスを確保するため、避難場所等に無料の特設公衆電話を設置する。また、道路上の障害物（樹木・土砂・通信設備など）除去や道路啓開などの復旧作業において、東日本電信電話(株)北海道事業部自らだけでは対応が困難な場合は、道路管理者や自治体に支援を要請するものとし、札幌市は、東日本電信電話(株)北海道事業部との協定に基づき、可能な限り復旧作業の支援を行う。全体の通信サービス復旧については、２週間以内に回復するよう努める。

【東日本電信電話(株)北海道事業部の対策】
</td>
<td>
第６　電話施設の対策
ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部では、地震が発生した場合、地震の規模に合わせ「災害対策本部」を設置し、応急復旧体制を確立する。マスコミを通じて電話自粛と安否確認サービス（災害用伝言ダイヤル 171 と災害用伝言板 web171）の運用開始を広報する。通信回線の復旧は、治安・救援・輸送・電力など防災関係機関の回線を優先的に行うとともに、被災者の通信サービスを確保するため、避難場所等に無料の特設公衆電話を設置する。また、道路上の障害物（樹木・土砂・通信設備など）除去や道路啓開などの復旧作業において、ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部自らだけでは対応が困難な場合は、道路管理者や自治体に支援を要請するものとし、札幌市は、ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部との協定に基づき、可能な限り復旧作業の支援を行う。全体の通信サービス復旧については、２週間以内に回復するよう努める。

【ＮＴＴ東日本(株)北海道事業部の対策】
</td>
<td>P205
名称の更新</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第 10　民間バス事業者の対策

（省略）

【民間バス事業者の対策】
<table>
<tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr>
<tr><td>地震発生
⬇
24 時間
⬇</td><td>・(追加) 速やかな人命救助及び被害状況を把握する。

・運行再開に向け復旧対策を策定し、市民へ正確な情報を提供する。
・災害対策本部等からの要請に基づき、緊急輸送を実施する。</td><td>・運行状況や被害状況を調査し、道路状況を把握する。
・救助を要請する。

・復旧対策を策定する。
・マスコミを通じて広報する。
・緊急輸送を実施する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第 10　民間バス事業者の対策

（省略）

【民間バス事業者の対策】
<table>
<tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr>
<tr><td>地震発生
⬇
24 時間
⬇</td><td>・運行を停止し、速やかな人命救助及び被害状況を把握する。

・運行再開に向け復旧対策を策定し、市民へ正確な情報を提供する。
・災害対策本部等からの要請に基づき、緊急輸送を実施する。</td><td>・運行状況や被害状況を調査し、道路状況を把握する。
・救助を要請する。

・復旧対策を策定する。
・マスコミを通じて広報する。
・緊急輸送を実施する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>P211
文言の追加</td>
</tr>
</table>

旧				新				備考
発生日時	震源	マグニチュード	概要	発生日時	震源	マグニチュード	概要	
昭和 7 年 11 月 26 日 13 時 23 分	日高支庁中部 42°1′ 142°28′	6.9	◆震度 5 浦河 ◆震度 4 札幌、函館、室蘭、帯広 ※日高支庁管内で器物の破損・壁の脱落等被害あり。	昭和 7 年 11 月 26 日 13 時 23 分	日高支庁中部 42°21.3′ 142°27.9′	6.9	◆震度 5 浦河 ◆震度 4 札幌、函館、室蘭、帯広 ※日高支庁管内で器物の破損・壁の脱落等被害あり。	P3-5 緯度経度の修正及び文言の追加
昭和 27 年 3 月 4 日 10 時 22 分	釧路沖 41°42′ 144°09′	8.2	◆震度 5 浦河、帯広、釧路 ◆震度 4 札幌、苫小牧、函館、森、小樽、岩見沢、富良野、日高門別、根室 ※被害は、死者 28 人、行方不明 5 人、負傷者 295 人、家屋被害 1,332 棟。札幌市内では家屋一部破損 1 棟、煙突損壊 4 棟発生した。	昭和 27 年 3 月 4 日 10 時 22 分	十勝沖 41°42.3′ 144°09.0′	8.2	◆震度 5 浦河、帯広、釧路 ◆震度 4 札幌、苫小牧、函館、森、小樽、岩見沢、富良野、日高門別、根室 ※被害は、死者 28 人、行方不明 5 人、負傷者 295 人、家屋被害 1,332 棟。札幌市内では家屋一部破損 1 棟、煙突損壊 4 棟発生した。	
昭和 33 年 11 月 7 日 07 時 58 分	択捉島付近 44°18′ 144°09′	8.1	◆震度 5 釧路 ◆震度 4 札幌、浦河、帯広、根室 ※根室管内で電話障害 27 件、花咲湾岸壁にヒビ割れなどの被害あり。	昭和 33 年 11 月 7 日 07 時 58 分	択捉島南東沖 43°46.5′ 148°17.3′	8.1	◆震度 5 釧路 ◆震度 4 札幌、浦河、帯広、根室 ※根室管内で電話障害 27 件、花咲湾岸壁にヒビ割れなどの被害あり。	
昭和 43 年 5 月 16 日 09 時 48 分 「1968 年十勝沖地震」	三陸沖 40°44′ 143°35′	7.9	◆震度 5 広尾、浦河、苫小牧、函館 ◆震度 4 札幌、釧路、帯広、小樽、寿都、江差、森、倶知安、岩見沢、旭川、北見、室蘭、日高門別、糠平、根室 ※道内の被害は死者 2 人、重傷者 23 人、軽傷者 110 人、全壊 110 棟、半壊 11 棟、一部破損 123 棟、道路橋梁 3 ヶ所、農業被害 6 件、衛生施設 91 件、文教施設 28 件、団地被害 3 地区、被害金額 56,476 千円。なお、北大の調査では市の北東地域では震度 5 であったことが確かめられている。また、本地震後 6 月末まで余震があり、有感回数 140 回、無感回数 1、103 回、そのうち最大のものは 5 月 16 日、19 時 39 分、41°25′N、142°51′E、M7.5 で浦河、広尾で震度 5、苫小牧 4、札幌では 3 であった。	昭和 43 年 5 月 16 日 09 時 48 分 「1968 年十勝沖地震」	青森県東方沖 40°41.9′ 143°35.7′	7.9	◆震度 5 広尾、浦河、苫小牧、函館 ◆震度 4 札幌、釧路、帯広、小樽、寿都、江差、森、倶知安、岩見沢、旭川、北見、室蘭、日高門別、糠平、根室 ※道内の被害は死者 2 人、重傷者 23 人、軽傷者 110 人、全壊 110 棟、半壊 11 棟、一部破損 123 棟、道路橋梁 3 ヶ所、農業被害 6 件、衛生施設 91 件、文教施設 28 件、団地被害 3 地区、被害金額 56,476 千円。なお、北大の調査では市の北東地域では震度 5 であったことが確かめられている。また、本地震後 6 月末まで余震があり、有感回数 140 回、無感回数 1、103 回、そのうち最大のものは 5 月 16 日、19 時 39 分、41°25′N、142°51′E、M7.5 で浦河、広尾で震度 5、苫小牧 4、札幌では 3 であった。	

旧				新				備考
発生日時	震源	マグニチュード	概要	発生日時	震源	マグニチュード	概要	
昭和 57 年 3 月 21 日 11 時 32 分 「昭和 57 年(1982 年)浦河沖地震」	浦河沖 42°4′ 142°36′	7.1	◆震度 6 浦河 ◆震度 4 札幌、帯広、広尾、苫小牧、小樽、岩見沢、倶知安 ※道内の被害は重傷者 22 人、軽傷者 145 人、全壊 13 棟、半壊 28 棟、一部破損 675 棟、被害金額 10,360,765 千円。札幌市内では、重傷者 2 人、軽傷者 15 人、全壊 1 棟、一部損壊 22 棟、道路橋梁 16 ヶ所、文教施設 53 件などで被害金額 99,178 千円。なお、北大と共同で実施した地震アンケート調査の解析結果、東区雁来、白石区東米里、北郷地区では震度 5 であることが確かめられている。	昭和 57 年 3 月 21 日 11 時 32 分 「昭和 57 年(1982 年)浦河沖地震」	浦河沖 42°04.0′ 142°36.0′	7.1	◆震度 6 浦河 ◆震度 4 札幌、帯広、広尾、苫小牧、小樽、岩見沢、倶知安 ※道内の被害は重傷者 22 人、軽傷者 145 人、全壊 13 棟、半壊 28 棟、一部破損 675 棟、被害金額 10,360,765 千円。札幌市内では、重傷者 2 人、軽傷者 15 人、全壊 1 棟、一部損壊 22 棟、道路橋梁 16 ヶ所、文教施設 53 件などで被害金額 99,178 千円。なお、北大と共同で実施した地震アンケート調査の解析結果、東区雁来、白石区東米里、北郷地区では震度 5 であることが確かめられている。	
平成 15 年 9 月 26 日 04 時 50 分 「平成 15 年(2003 年)十勝沖地震」	釧路沖 41°47′ 144°05′	8.0	◆震度 6 弱 新冠、静内、浦河、鹿追、幕別、豊頃、釧路、厚岸 ◆震度 5 強 帯広、厚真、足寄、本別、更別、広尾、弟子屈、音別、別海 ◆震度 5 弱 音更、芽室、苫小牧、江別、夕張、訓子府、中富良野、栗山、上士幌、清里、新篠津、岩見沢、北見、長沼、十勝清水、南幌 ◆震度 4 札幌、石狩、千歳、恵庭、函館、森、北斗、知内、上ノ国、厚沢部、せたな、小樽、余市、真狩、倶知安、妹背牛、秩父別、北竜、滝川、砂川、奈井江、浦臼、新十津川、雨竜、夕張、美唄、三笠、剣淵、旭川、富良野、上富良野、南富良野、美幌、斜里、大空、遠軽、伊達、洞爺湖、白老、平取、えりも、中標津、羅臼、根室 ※札幌市内の被害は軽傷者 8 名、一部損壊住戸 50 棟、非住家 6 棟。道路 10 件、水道被害 6 件（断水 15 戸）学校施設 60 件、社会教育施設 2 件。	平成 15 年 9 月 26 日 04 時 50 分 「平成 15 年(2003 年)十勝沖地震」	十勝沖 41°46.7′ 144°04.7′	8.0	◆震度 6 弱 新冠、静内、浦河、鹿追、幕別、豊頃、釧路、厚岸 ◆震度 5 強 帯広、厚真、足寄、本別、更別、広尾、弟子屈、音別、別海 ◆震度 5 弱 音更、芽室、苫小牧、江別、夕張、訓子府、中富良野、栗山、上士幌、清里、新篠津、岩見沢、北見、長沼、十勝清水、南幌 ◆震度 4 札幌、石狩、千歳、恵庭、函館、森、北斗、知内、上ノ国、厚沢部、せたな、小樽、余市、真狩、倶知安、妹背牛、秩父別、北竜、滝川、砂川、奈井江、浦臼、新十津川、雨竜、夕張、美唄、三笠、剣淵、旭川、富良野、上富良野、南富良野、美幌、斜里、大空、遠軽、伊達、洞爺湖、白老、平取、えりも、中標津、羅臼、根室 ※札幌市内の被害は軽傷者 8 名、一部損壊住戸 50 棟、非住家 6 棟。道路 10 件、水道被害 6 件（断水 15 戸）学校施設 60 件、社会教育施設 2 件。	
平成 24 年 8 月 25 日 23 時 16 分	十勝地方南部 42°19′ 143°06′	6.1	◆震度 5 弱 浦河、様似、幕別、浦幌、更別、大樹、広尾 ◆震度 4 札幌、千歳、函館、厚真、安平、むかわ、平取、新冠、新ひだか、浦河、えりも、鹿追、新得、帯広、十勝清水、芽室、十勝池田、豊頃、本別、中札内、十勝大樹、広尾、釧路、白糠、別海	平成 24 年 8 月 25 日 23 時 16 分	十勝地方南部 42°19.6′ 143°06.6′	6.1	◆震度 5 弱 浦河、様似、幕別、浦幌、更別、大樹、広尾 ◆震度 4 札幌、千歳、函館、厚真、安平、むかわ、平取、新冠、新ひだか、浦河、えりも、鹿追、新得、帯広、十勝清水、芽室、十勝池田、豊頃、本別、中札内、十勝大樹、広尾、釧路、白糠、別海	

旧				新				備考
発生日時	震源	マグニチュード	概要	発生日時	震源	マグニチュード	概要	
平成30年9月6日 3時7分 「平成 30 年(2018年)北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 42° 41.4′ 142° 00.4′	6.7	◆震度7 厚真 ◆震度6強 安平、むかわ ◆震度6弱 札幌（東）、千歳、日高、平取 ◆震度5強 札幌（北,白石,手稲,清田）、江別、恵庭、三笠、長沼、苫小牧、新冠、新ひだか ◆震度5弱 石狩、新篠津,札幌（豊平,西,厚別）、北広島、函館、岩見沢、南幌、由仁、栗山、伊達、室蘭、登別、白老 ◆震度4 当別、札幌（中央,南）、長万部、七飯、鹿部、渡島森、上ノ国、乙部、せたな、小樽、余市、赤井川、ニセコ、真狩、留寿都、喜茂別、倶知安、深川、妹背牛、秩父別、北竜、沼田、芦別、滝川、砂川、奈井江、浦臼、新十津川、夕張、美唄、月形、剣淵、旭川、鷹栖、当麻、富良野、中富良野、南富良野、占冠、留萌、増毛、壮瞥、洞爺湖、浦河、様似、鹿追、新得、帯広、音更、清水、芽室、幕別、池田、浦幌、大樹、釧路 ※道内の人的被害は死者43人、重傷者48人、中等傷8人、軽傷者726人、住家被害は全壊469棟、半壊1,660棟、一部破損13,846棟、被害金額164,768（百万円）。札幌市内では、死者3人（災害関連死2人を含む）、重傷者1人、軽傷者294人、全壊97棟、半壊726棟、一部損壊5,040棟。 （北海道：平成 30 年北海道胆振東部地震災害検証委員会　検証報告書（平成31年3月3 日時点）より）	平成30年9月6日 3時7分 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 42° 41.4′ 142° 00.4′	6.7	◆震度7 厚真 ◆震度6強 安平、むかわ ◆震度6弱 札幌（東）、千歳、日高、平取 ◆震度5強 札幌（北,白石,手稲,清田）、江別、恵庭、三笠、長沼、苫小牧、新冠、新ひだか ◆震度5弱 石狩、新篠津,札幌（豊平,西,厚別）、北広島、函館、岩見沢、南幌、由仁、栗山、伊達、室蘭、登別、白老 ◆震度4 当別、札幌（中央,南）、長万部、七飯、鹿部、渡島森、上ノ国、乙部、せたな、小樽、余市、赤井川、ニセコ、真狩、留寿都、喜茂別、倶知安、深川、妹背牛、秩父別、北竜、沼田、芦別、滝川、砂川、奈井江、浦臼、新十津川、夕張、美唄、月形、剣淵、旭川、鷹栖、当麻、富良野、中富良野、南富良野、占冠、留萌、増毛、壮瞥、洞爺湖、浦河、様似、鹿追、新得、帯広、音更、清水、芽室、幕別、池田、浦幌、大樹、釧路 ※道内の人的被害は死者43人、重傷者48人、中等傷8人、軽傷者726人、住家被害は全壊469棟、半壊1,660棟、一部破損13,846棟、被害金額164,768（百万円）。札幌市内では、死者3人（災害関連死2人を含む）、重傷者1人、軽傷者294人、全壊97棟、半壊726棟、一部損壊5,040棟。 （北海道：平成 30 年北海道胆振東部地震災害検証委員会　検証報告書（平成31年3月3 日時点）より）	
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	令和7年12月8日 23時15分 青森県東方沖	青森県東方沖 40° 58.0′ 142° 17.2′	7.5	◆震度5強 函館市 ◆震度5弱 苫小牧市、千歳市、新篠津村、南幌町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、新冠町、浦河町、様似町、新ひだか町、十勝大樹町、浦幌町 ◆震度4 札幌北区、札幌東区、札幌白石区、札幌豊平区、札幌南区、札幌厚別区、札幌手稲区、札幌清田区、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、美唄市、江	P5-6 青森県東方沖地震の追加

旧				新				備考
							別市、三笠市、富良野市、登別市、恵庭市、胆振伊達市、北広島市、石狩市、渡島北斗市、当別町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、渡島森町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、留寿都村、奈井江町、長沼町、栗山町、月形町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、中富良野町、剣淵町、壮瞥町、洞爺湖町、日高地方日高町、平取町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、十勝清水町、芽室町、中札内村、更別村、広尾町、幕別町、十勝池田町、豊頃町、釧路町、白糠町、標津町 ※道内の人的被害は重傷者１人、軽傷者 10 人、住家被害は一部損壊４棟。札幌市内では、軽傷者２人。 （令和７年 12 月８日青森県東方沖を震源とする地震に伴う津波警報について（第４報）より）	

旧

1　指定緊急避難場所一覧

令和６年 12 月１日現在

区	施設名	所在地	指定している災害の種類				指定避難所に兼ねて指定
			洪水災害	土砂災害	地震災害	大規模な火事	
白石区	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
	東白石小学校	本通 14 丁目南 6-1	×	－	○	○	○
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
南区	定山渓小学校	定山渓温泉東 4 丁目 308	○	○	○	×	○
	定山渓中学校	定山渓温泉西１丁目 31	○	○	○	○	○
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
	（追加）	（追加）	（追加）	（追加）	（追加）	（追加）	（追加）
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

2　指定避難所一覧

令和６年 12 月１日現在

分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定
基幹避難所	南区	定山渓小学校	定山渓温泉東 4 丁目 308	○
		定山渓中学校	定山渓温泉西１丁目 31	○
		（省略）	（省略）	（省略）
		（新規）	（新規）	（新規）
		（省略）	（省略）	（省略）

新

1　指定緊急避難場所一覧

令和８年４月１日現在

区	施設名	所在地	指定している災害の種類				指定避難所に兼ねて指定
			洪水災害	土砂災害	地震災害	大規模な火事	
白石区	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
	東白石小学校	本通 14 丁目南 6-1	○	－	○	○	○
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
南区	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
	義務教育学校定山渓学園	定山渓温泉西１丁目 31	○	○	○	○	○
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
	駒岡清掃工場	真駒内 129－3	○	○	○	○	○
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

2　指定避難所一覧

令和８年４月１日現在

分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定
基幹避難所	南区	（削除）	（削除）	（削除）
		義務教育学校定山渓学園	定山渓温泉西１丁目 31	○
		（省略）	（省略）	（省略）
		駒岡清掃工場	真駒内 129－3	○
		（省略）	（省略）	（省略）

備考

P4
時点更新

P7
統廃合に伴う名称の更新及び削除
新規追加

P9
時点更新

P14
統廃合に伴う名称の更新及び削除
新規追加

旧					新					備考
分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定	分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定	
地域避難所	中央区	（省略）	（省略）		地域避難所	中央区	（省略）	（省略）		P15 時点更新
		中央区民センター	南 2 条西 10 丁目 1001-1				中央区民センター	南3条西11丁目		
		（省略）	（省略）				（省略）	（省略）		
	厚別区	（新規）	（新規）			厚別区	カミニシヴィレッジ	上野幌1条2丁目6－1		P19-22 新規追加及び削除
		（省略）	（省略）				（省略）	（省略）		
	豊平区	（新規）	（新規）			豊平区	日本医療大学	月寒3条11丁目5-10		
		（新規）	（新規）				平岸グランドビル	平岸3条5丁目4-22		
	手稲区	（省略）	（省略）			手稲区	（省略）	（省略）		
		手稲中央幼稚園	手稲本町 2 条 5 丁目 13-1				（削除）	（削除）		
		（省略）	（省略）				（省略）	（省略）		
		（新規）	（新規）				手稲養護学校	稲穂3条7丁目6-1		
		（新規）	（新規）				北海道札幌稲穂高等支援学校	稲穂4条7丁目12-1		
		（新規）	（新規）				金山会館	金山2条2丁目3-1		
		（新規）	（新規）				新発寒地区センター	新発寒5条4丁目2-2		
		（新規）	（新規）				手稲前田児童会館	前田2条12丁目1-4		
		（新規）	（新規）				札幌手稲高等学校	手稲前田497-2		
		（新規）	（新規）				星置地区センター	星置2条3丁目14-1		
		（新規）	（新規）				手稲区民センター	前田1条11丁目1-10		
		（新規）	（新規）				北海道札幌稲雲高等学校	手稲本町6条4丁目1-1		
		（新規）	（新規）				祥龍寺　瑞龍閣	稲穂2条1丁目3-4		
		（新規）	（新規）				タケシンスクエアビル	前田4条10丁目2-8		

旧

3　備蓄物資の状況（令和6年12月1日現在）

（1）備蓄物資

(1)食糧対策		(2)トイレ対策		(3)防寒対策		(4)その他			
アレルギー対応アルファ化米	309,000	簡易便座	9,300	毛布	110,000	不織布マスク	68,000	ペーパータオル	265,600
缶パン（クラッカー・ビスケット）	114,000	携帯用便器	123	寝袋	110,000	歯磨セット	310	プラスチック手袋	73,800
水	81,000	簡易便器袋	740,000	移動式トイレハウス	1,860	歯ブラシ	100,000	使い捨て手袋	93,600
レトルト食品	81,000	凝固剤	589,000	手動式懐中電灯	310	L P ガスボンベ	400	手袋（ビニル）	640	フェイスシード
缶詰	585,000	簡易おむつ	60,000	手動式ラジオ	310	手動式ガス栓	2,680	手袋（ビニル）の交換用乾電池	1,232	レインコート
粉乳缶	2,500	入入用	34,000	段ボールベッド	1,550	LED ランタン	6,200	消毒液（アルコール）	2,400	ボトル
粉ミルク	11,080	洗浄用	26,000	カセットコンロ	924	LED 懐中電灯	928	水道用消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）	349	フロアワイパー
アレルギー用粉ミルク	24			カセットガスボンベ	4,680	コードリール	40	洗浄用消毒剤（消毒液酸素系）	308	フロアワイパー用除菌シート
液体ミルク	312							ハンドソープ	1,890	避難所用パーテーション
								アイソレーションガウン	3,070	N95 マスク
								ホワイトボードロール	315	簡易ベッド

◎蓄物資の配置場所

配置箇所数 309 箇所（全体）

基幹避難所 307 箇所

(1)指定緊急避難場所（市立小中学校・義務教育学校）（合計292か所）

	箇所数	名　　称	住　　所
南区	29	（省略）	（省略）
		定山渓小学校	南区定山渓温泉東 4 丁目
		定山渓中学校	南区定山渓温泉西 1 丁目
		（省略）	（省略）

新

3　備蓄物資の状況（令和8年4月1日現在）

（1）備蓄物資

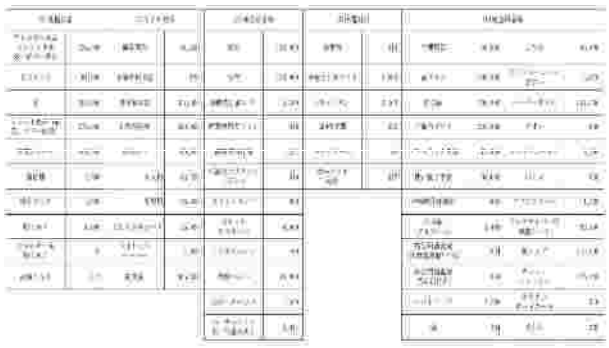

◎蓄物資の配置場所

配置箇所数 309 箇所（全体）

基幹避難所 307 箇所

(1)指定緊急避難場所（市立小中学校・義務教育学校）（合計291か所）

	箇所数	名　　称	住　　所
南区	28	（省略）	（省略）
		（削除）	（削除）
		義務教育学校定山渓学園	南区定山渓温泉西 1 丁目
		（省略）	（省略）

備考

P23
時点更新

P23
時点更新

P28
統廃合に伴う削除及び追加

旧	新	備考

(3) 指定緊急避難場所（その他）（合計5か所）

	箇所数	名　　称	住　　所
東区	1	開成中等教育学校	東区北22条東21丁目
白石区	1	白陵高校	白石区東米里1062番地
白石区	1	札幌コンベンションセンター	白石区東札幌6条1丁目
南区	1	豊滝除雪ステーション	南区豊滝424番地
		（新規）	（新規）
手稲区	1	北海道科学大学	手稲区前田7条15丁目

(3) 指定緊急避難場所（その他）（合計6か所）

	箇所数	名　　称	住　　所
東区	1	開成中等教育学校	東区北22条東21丁目
白石区	1	白陵高校	白石区東米里1062番地
白石区	1	札幌コンベンションセンター	白石区東札幌6条1丁目
南区	2	豊滝除雪ステーション	南区豊滝424番地
		駒岡清掃工場	南区真駒内129-3
手稲区	1	北海道科学大学	手稲区前田7条15丁目

備考：P29
時点更新及び名称の更新

(4) 防災拠点倉庫　　（合計2か所）

	箇所数	名　　称	住　　所
札幌市	2	菊水拠点倉庫	白石区菊水1条3丁目
		豊水拠点倉庫	中央区南8条西2丁目

(4) 防災備蓄倉庫　　（合計2か所）

	箇所数	名　　称	住　　所
札幌市	2	札幌市第一防災備蓄倉庫	清田区
		札幌市第二防災備蓄倉庫	西区

5　災害救急告示医療機関一覧　　（保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課）

区	病（医）院名	所在地	電話
中央区	（省略）	（省略）	（省略）
	時計台記念病院	北1条東1丁目2-3	251-1221
	（新規）	（新規）	（新規）
	（省略）	（省略）	（省略）

5　災害救急告示医療機関一覧　　（保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課）

区	病（医）院名	所在地	電話
中央区	（省略）	（省略）	（省略）
	（削除）	（削除）	（削除）
	カレス記念病院	北6条東3丁目1-1	777-1011
	（省略）	（省略）	（省略）

備考：P33
新規追加

１１　運搬給水施設　　（水道局給水部計画課）
（１）緊急遮断弁付配水池

No.	施設名称	所　在　地	貯水量(㎥)
1	藻岩配水池	中央区伏見4丁目	5,000
(略)	(略)	(略)	(略)
合計20か所			98,700

１１　運搬給水施設　　（水道局給水部計画課）
（１）緊急遮断弁付配水池

No.	施設名称	所　在　地	貯水量(㎥)
1	藻岩配水池	中央区伏見4丁目	4,000
(略)	(略)	(略)	(略)
合計20か所			97,700

備考：P41
時点更新

旧	新	備考

１３　消防局・消防署（所）所在地一覧

部	課	住所	電話番号	ファックス番号
警防部	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
	指令一・二・三課	中央区南４条西 10 丁目	215-2080	261-9119
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

１３　消防局・消防署（所）所在地一覧

部	課	住所	電話番号	ファックス番号
警防部	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
	指令通信指令課	中央区南４条西 10 丁目	215-2080	261-9119
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

P43
名称の更新

１４　消防車両の整備概況

消防車両配置状況（令和5年4月1日現在）

（単位：台）

車種 / 所属	合計	ポンプ車	水槽車 実働	水槽車 非常用	救助車 実働	救助車 非常用	水槽付救助車	山岳救助車	はしご車	屈折車	化学・水槽車	大型水槽車	高架塔・照明車	指揮車	指揮子備車	総合指揮本部車	資材搬送車	調査車	救急車 実働	救急車 非常用	支援工作車	支援車	大型ブロアー車	ウォーターカッター車	大型除染システム搭載車	燃料補給車	特殊災害対応自動車	重機搬送車	大型ポンプ車	ホース延長車	査察車	人員輸送車	小型人員輸送車	測機車	運搬車	化用車	屈用車
	220	-	57		10		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	1	46	11	8	2	2	3	7	4	3	5	1	11	2	1	4	4	35	11	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18	1	1	5	18	1	1
局	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	1	5	8	1	1
中央	27	-	5	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	5	2	1	-	1	1	1	-	1	1	-	-	2	-	-	-	1	-	-
北	28	-	8	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	5	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-
東	21	-	6	1	1	-	-	-	-	1	-	1	1	1	-	-	-	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-
白石	20	-	4	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	1	1	1	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-
厚別	13	-	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
豊平	17	-	5	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-
清田	14	-	2	2	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
南	24	1	6	1	1	-	-	2	1	1	-	1	-	1	-	-	-	1	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-
西	18	-	3	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	1	-	-
手稲	18	-	4	1	-	-	1	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-

１４　消防車両の整備概況

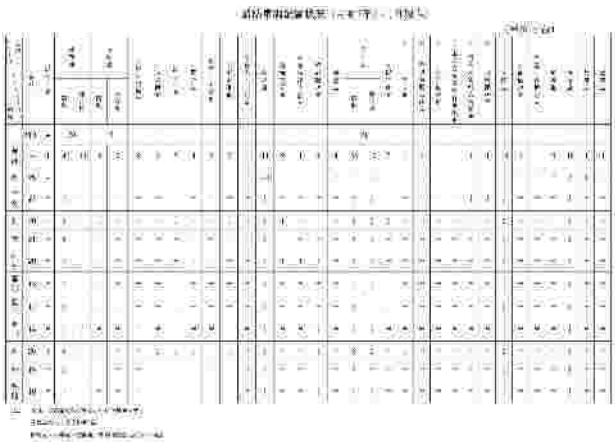

P45
時点更新

旧	新	備考
１６　主要警防資機材現有状況	１６　主要警防資機材現有状況	P51 時点更新

旧

	資機材名	総数	局	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
	（省略）												
その他	携帯型無線機５W(260MHz)	257	41	25	25	24	21	16	21	17	27	19	21
	携帯型無線機１W(150MHz)	90	24	8	10	8	7	5	7	5	5	6	5
	携帯型無線機５W(150MHz)	19	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	4
	（新規）												
	携帯型無線機１W(400MHz)	491	33	54	60	53	45	32	43	34	56	39	42
	可搬型無線機１０W	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

新

	資機材名	総数	局	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
	（省略）												
その他	携帯型無線機５W(260MHz)	284	28	34	32	27	26	19	24	20	31	21	22
	（削除）												
	（削除）												
	卓上型無線機５W(260MHz)	90	24	8	10	8	7	5	7	5	5	6	5
	携帯型無線機１W(400MHz)	505	43	57	63	53	47	34	43	30	56	41	38
	（削除）												

１９　ヘリコプター場外離着陸場

旧

番号	名　称	所在地		使用目的	緊急連絡先	
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
７	二条小学校	中央区	南２条西１４丁目	急患空輸	札幌市教育委員会生涯学習部 二条小学校	２１１－３８２５ ２６１－６５９６
８	新川高校	北　区	新川５条１４丁目	その他	札幌市教育委員会生涯学習部 新川高校	２１１－３８２５ ７６１－６１１１
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
２１	札幌中学校	東　区	伏古８条１丁目	急患空輸	札幌市教育委員会生涯学習部 札幌中学校	２１１－３８２５ ７８１－２２２１
２２	栄町中学校	東　区	北３６条東１４丁目	急患空輸	札幌市教育委員会生涯学習部 栄町中学校	２１１－３８２５ ７１２－４２２４
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
３９	清田高校	清田区	北野３条４丁目	その他	札幌市教育委員会生涯学習部 清田高校	２１１－３８２５ ８８２－１８１１
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
５２	手稲鉄北小学校	手稲区	前田２条１２丁目	急患空輸	札幌市教育委員会生涯学習部 手稲鉄北小学校	２１１－３８２５ ６８１－２２８７

新

番号	名　称	所在地		使用目的	緊急連絡先	
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
７	二条小学校	中央区	南２条西１４丁目	急患空輸	札幌市教育委員会総務部 二条小学校	２１１－３８２５ ２６１－６５９６
８	新川高校	北　区	新川５条１４丁目	その他	札幌市教育委員会総務部 新川高校	２１１－３８２５ ７６１－６１１１
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
２１	札幌中学校	東　区	伏古８条１丁目	急患空輸	札幌市教育委員会総務部 札幌中学校	２１１－３８２５ ７８１－２２２１
２２	栄町中学校	東　区	北３６条東１４丁目	急患空輸	札幌市教育委員会総務部 栄町中学校	２１１－３８２５ ７１２－４２２４
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
３９	清田高校	清田区	北野３条４丁目	その他	札幌市教育委員会総務部 清田高校	２１１－３８２５ ８８２－１８１１
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
５２	手稲鉄北小学校	手稲区	前田２条１２丁目	急患空輸	札幌市教育委員会総務部 手稲鉄北小学校	２１１－３８２５ ６８１－２２８７

備考

P54-56
名称の更新

旧

1　情報提供報道機関一覧表

機関名	所在地	電話		ＦＡＸ
		市役所内線	会社	会社
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
北海道日刊スポーツ新聞	中央区北３条東３丁目 ＲＮビル５階	3332	242-3920	231-5470
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
北海道新聞（道新スポーツ）	中央区大通西３丁目		241-1230	251-7587
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
ＦＭノースウェーブ	北区北７条西４丁目 新北海道ビル８階		707-8250	707-8311
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

2　災害に関する問い合わせ先一覧

種類	収　集　先	電　話	備　考
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
小・中学校 施設及び休校状況	教育委員会	211-3831	施設被害…学校施設担当部管理課
		211-3851	休校…学校教育部教育推進課
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

新

1　情報提供報道機関一覧表

機関名	所在地	電話		ＦＡＸ
		市役所内線	会社	会社
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
ＦＭＮＯＲＴＨ ＷＡＶＥ	北区北７条西４丁目 新北海道ビル８階		707-8250	707-8311
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

2　災害に関する問い合わせ先一覧

種類	収　集　先	電　話	備　考
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
小・中学校 施設及び休校状況	教育委員会	211-3835	施設被害…総務部学校施設課
		211-3821	休校…学校教育部学びの支援担当課
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

備考

P1
時点更新及び名称の更新

P3
名称の更新

旧	新	備考
5　札幌市防災会議組織図	5　札幌市防災会議組織図	P24 名称の更新

旧

会長（札幌市長）

- 指定地方行政機関（条例第３条第５項第１号）
  - 北海道開発局、北海道財務局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道運輸局札幌運輸支局、東京航空局丘珠空港事務所、札幌管区気象台、北海道総合通信局、札幌中央労働基準監督署、（追加）
- 陸上自衛隊（条例第３条第５項第２号）
  - 陸上自衛隊第 11 旅団第 18 普通科連隊
- 北海道（条例第３条第５項第３号）
  - 北海道石狩振興局、北海道空知総合振興局
- 北海道警察（条例第３条第５項第４号）
  - 北海道警察本部
- 札幌市（条例第３条第５項第５号）
  - 副市長、危機管理監、市長政策室長、総務局長、区長（代表）
- 教育長（条例第３条第５項第６号）
  - 教育長
- 消防長及び消防団長（条例第３条第５項第７号）
  - 消防長、各区消防団長
- 指定公共機関（条例第３条第５項第８号）
  - 北海道旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社北海道支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社、ＫＤＤＩ株式会社北海道総支社、日本郵便株式会社北海道支社、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、日本通運株式会社札幌支店（追加）、北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店
- 指定地方公共機関（条例第３条第５項第８号）
  - 北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム北海道、株式会社エフエム・ノースウェーブ、株式会社ＳＴＶラジオ、北海道ガス株式会社、社団法人北海道エルピーガス協会、社団法人札幌市医師会、社団法人札幌歯科医師会、社団法人北海道看護協会、社団法人札幌地区トラック協会、社団法人北海道警備業協会、社団法人札幌薬剤師会、社団法人北海道獣医師会石狩支部
- 市長が防災上必要と認める者（条例第３条第５項第９号）
  - 札幌地区バス協会、札幌市女性団体連絡協議会、社団法人札幌市消費者協会、札幌商工会議所

新

会長（札幌市長）

- 指定地方行政機関（条例第３条第５項第１号）
  - 北海道開発局、北海道財務局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道運輸局札幌運輸支局、東京航空局丘珠空港事務所、札幌管区気象台、北海道総合通信局、札幌中央労働基準監督署、北海道管区行政評価局
- 陸上自衛隊（条例第３条第５項第２号）
  - 陸上自衛隊第 11 旅団第 18 普通科連隊
- 北海道（条例第３条第５項第３号）
  - 北海道石狩振興局、北海道空知総合振興局
- 北海道警察（条例第３条第５項第４号）
  - 北海道警察本部
- 札幌市（条例第３条第５項第５号）
  - 副市長、危機管理監、市長政策室長、総務局長、区長（代表）
- 教育長（条例第３条第５項第６号）
  - 教育長
- 消防長及び消防団長（条例第３条第５項第７号）
  - 消防長、各区消防団長
- 指定公共機関（条例第３条第５項第８号）
  - 北海道旅客鉄道株式会社、ＮＴＴ東日本株式会社北海道支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社、ＫＤＤＩ株式会社北海道総支社、日本郵便株式会社北海道支社、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、日本通運株式会社 east カンパニー、北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店
- 指定地方公共機関（条例第３条第５項第８号）
  - 北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム北海道、株式会社ＦＭ ＮＯＲＴＨ ＷＡＶＥ、株式会社ＳＴＶラジオ、北海道ガス株式会社、社団法人北海道エルピーガス協会、社団法人札幌市医師会、社団法人札幌歯科医師会、社団法人北海道看護協会、社団法人札幌地区トラック協会、社団法人北海道警備業協会、社団法人札幌薬剤師会、社団法人北海道獣医師会石狩支部
- 市長が防災上必要と認める者（条例第３条第５項第９号）
  - 札幌地区バス協会、札幌市女性団体連絡協議会、社団法人札幌市消費者協会、札幌商工会議所

旧	新	備考
6　札幌市防災会議委員一覧	6　札幌市防災会議委員一覧	P25 新規追加及び名称の更新

旧

機　関　名	防災会議委員	防災会議幹事	地震対策部会委員
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（新規）	（新規）	（新規）	
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
東日本電信電話株式会社北海道支店	設備部長	災害対策室長	設備部長
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
日本通運株式会社札幌支店	支店長	総務課長	
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
株式会社エフエム・ノースウェーブ	取締役総務部長		
北海道ガス株式会社	導管計画部長	計画推進グループマネージャー	導管計画部長
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

新

機　関　名	防災会議委員	防災会議幹事	地震対策部会委員
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
北海道管区行政評価局	総務行政相談部長	総務行政相談部行政相談課長	
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
ＮＴＴ東日本株式会社北海道支店	設備部長	災害対策室長	設備部長
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
日本通運株式会社Eastカンパニー	支店長	総務課長	
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
株式会社ＦＭ ＮＯＲＴＨ ＷＡＶＥ	取締役総務部長		
北海道ガス株式会社	保安推進部長	保安推進グループマネージャー	保安推進部長
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）